各 教 育 局 長 各 道 立 学 校 長 各 市町村教育委員会教育長 (各市町村立学校長)

北海道教育庁学校教育局高校教育課長 山 本 明 敏 北海道教育庁学校教育局義務教育課長 池 野 敦 北海道教育庁学校教育局特別支援教育課長 谷 垣 朗 北海道教育庁学校教育局参事(生徒指導・学校安全) 齊 藤 順 二

不登校児童生徒が自宅において IT 等を活用した学習活動を行った場合の 積極的な対応について(通知)

このことについて、文部科学省初等中等教育局児童生徒課から、別添写しのとおり連絡がありましたので通知します。

つきましては、別添に示された指導要録上の出席扱いに係る積極的な対応の留意点 及び関係通知を参照し、適切に対応願います。

> 高校教育指導グループ 義務教育グループ 学校教育指導グループ 生徒指導・学校安全グループ

事 務 連 絡 平成30年10月1日

各都道府県教育委員会指導事務主管部課長 各指定都市教育委員会指導事務主管部課長 各 都 道 府 県 私 立 学 校 主 管 部 課 長 附属学校を置く各国立大学法人担当課長 附属学校を置く各公立大学法人担当課長 小中高等学校を設置する学校設置会社を 所轄する構造改革特別区域法第 12 条第 1 項の認定を受けた各市町村担当部課長

殿

文部科学省初等中等教育局児童生徒課

不登校児童生徒が自宅において IT 等を活用した学習活動を行った場合 の積極的な対応について

不登校児童生徒が自宅において IT 等を活用した学習活動を行った場合の指導要録上の出欠の取扱いについては、平成 17 年 7 月 6 日付け 17 文科初第 437 号「不登校児童生徒が自宅において IT 等を活用した学習活動を行った場合の指導要録上の出欠の取扱いについて」において、適切に対応されるようお願いしておりますが、平成28 年度の「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」における「自宅における I T等を活用した学習活動を指導要録上出席扱いとした児童生徒数(国公私立合計)」の集計を見ると、指導要録上出席扱いの措置がとられている児童生徒数は小学校で 16 人、中学校で 142 人にとどまっております。

不登校児童生徒の中には、家庭にひきこもりがちであるため、十分な支援が受けられていなかったり、不登校であることによる学習の遅れなどが、中学校卒業後の進路選択の妨げになっていたりする場合があることから、学校や教育委員会が保護者と十分連携・協力しつつ、児童生徒の自宅における学習活動への意欲を引き出し、その結果を学校として適切に評価することをもって、児童生徒の社会的自立に向けた支援を一層推進していくことが重要であると考えます。

不登校児童生徒への対応につきましては、これまでも関係者において様々な努力がなされているところですが、別添を参照し、都道府県教育委員会にあっては所管の学校及び域内の市区町村教育委員会に対し、指定都市教育委員会にあっては所管の学校に対し、都道府県にあっては所轄の私立学校に対し、国立大学法人及び公立大学法人にあっては設置する附属学校に対し、構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた各市町村担当部課にあっては認可した学校に対し、先の通知について一層の周知を図るとともに、適切な対応がなされるよう御指導をお願いします。

なお、別添について不明な点があれば、下記問い合わせ先まで御連絡ください。

(本件問い合わせ先)

文部科学省初等中等教育局児童生徒課 生徒指導室生徒指導第一係(影山、中村、井上)

電話 03-5253-4111 (内線 3299)

FAX 03-6734-3735

E-mail s-sidoul@mext.go.jp

## 指導要録上の出席扱いに係る積極的な対応の留意点

- 1 IT等を活用した学習活動とは例えばどのようなものがありますか。
- 「IT等を活用した学習活動」には、インターネットのほか、郵送や電子メール、 FAXなどを活用して提供されるものも含まれ、例えば次のような例があります。
  - ・民間業者が提供するIT教材を活用した学習
  - ・パソコンで個別学習できるシステムを活用した学習
  - ・教育支援センター作成のIT教材を活用した学習
  - ・学校のプリントや通信教育を活用した学習
  - ・ICT機器を活用し、在籍校の授業を自宅に配信して行う学習(同時双方向型授業配信やオンデマンド型授業配信)
- 2 在籍校の校長が、出席扱いについて有効・適切であると判断する場合の基準がありますか。
- 一人一人の児童生徒の状況や学校、地域の実態が違うため、文部科学省から一律 の基準を示すことはしていません。しかし、児童生徒の努力を学校として評価し、 将来的な社会的自立に向けた進路選択を支援するという趣旨から、学校や教育委員 会において一定の基準を作成しておくことは必要であると考えます。

また、既に基準を作成している場合でも、それが古いものであれば、今の時代の 状況にあったものになるよう見直すことも検討すべきです。

- 3 当該生徒が指導要録上の出席扱いになることにより、具体的にどんなメリットが ありますか。
- 不登校であることによる学習の遅れなどが、学校への復帰や卒業後の進路選択の 妨げになっている場合もあることから、このような児童生徒に対し、学習等に対す る意欲やその成果を認め、適切に評価することは、自己肯定感を高め、学校への復 帰や社会的自立を支援することにつながります。

- 4 訪問等による対面指導は誰が行えばよいですか。
- 対面指導を行う者としては、在籍校の教員やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーなどの専門家のほか、教育支援センターの職員、教育委員会等による事前の指導・研修を受けたボランティアスタッフなども想定されます。
- 5 計画的な学習プログラムとはどのようなものですか。
- 学年や個々の学習の理解の程度に応じたものであり、在籍校の年間指導計画に準拠した形で月ごとや学期ごとなどある程度長期的な計画になっていることが望ましいと考えています。民間業者が提供する教材を活用する場合などは、あらかじめ決められている学習プログラムを活用してもかまいません。
- 6 学習活動の評価はどのようにすればよいですか。
- 出席扱いとした場合、必ずその成果を評価に反映しなければならないわけではありませんが、すべての教科・観点について観点別学習状況及び評定を記載できない場合でも、たとえば自宅における学習状況を所見欄に文章記述するなど、学習の努力を認め、次年度以降の指導に生かすという観点から適切な記載がのぞまれます。また、民間業者が提供する教材やインターネット上の学習システムを活用する場合は、当該教材の学習履歴や学習時間、確認テストの結果などに基づいて評価を行うことも考えられます。
- 7 指導要録上の出席扱いと判断しなかった事例がありますか。
- 出席扱いと判断しなかったケースについては、教育委員会への聞き取りから、例 えば次のような事例を把握しています。
  - ・学校が、家庭訪問等による対面指導を設定したが、家庭の協力が得られないことから、当該児童の状況や学習状況の様子が十分確認できなかった。
  - ・無料のインターネット学習プログラムを利用していたが、当該プログラムにお ける学習のねらいや内容が明確でなかった。

- 8 出席扱いと判断した場合に、留意すべき点はありますか。
- 自宅における IT 等を活用した学習活動を「出席扱い」とすることが、不登校をいたずらに助長しないよう留意する必要があります。家庭にひきこもりがちな期間が長期化しないよう、個々の児童生徒の状況を踏まえつつ学校外の公的機関や民間施設等での相談・指導を受けることができるように段階的に調整していくことも大切だと考えます。

## 〈関係通知〉

・「不登校児童生徒が自宅において IT 等を活用した学習活動を行った場合の指導 要録上の出欠の取扱いについて」 平成 17 年 7 月 6 日

http://www.mext.go.jp/a\_menu/shotou/seitoshidou/04121502/06041201.htm

・「「遠隔教育の推進に向けた施策方針」の策定について」平成30年9月20日 http://www.mext.go.jp/a\_menu/shotou/zyouhou/detail/1409323.htm

# 参考事例

# 【1】教育支援センターとの連携

# (1) 学習活動の内容

教育支援センターであらかじめ学習プログラムを内蔵しているパソコンを貸し出し、同プログラムの計画に沿って自宅学習ができるようにしている。これによって、一人ひとりの学習履歴を管理することもできる。

## (2) 対面指導

教育支援センターの支援員が家庭訪問をするなどして面談するほか、在籍校の教職員による 家庭訪問も定期的に実施している。ICT学習支援として研修を受けた対面指導員が、対面指 導を行うこともある。

#### (3) 保護者との連携

教育支援センターの支援員が家庭訪問をするなどして保護者とも面談しているほか、教育支援センターから学校に毎月報告書を提出し、それをもとに学校が保護者とも学習状況の確認・ 共有をしている。

## (4) 出席扱いと評価

教育支援センターからの報告書等に基づき、学習内容や学習時間を踏まえて学校長の判断で 出席扱いにしている。通知表の所見欄にコメントとして記載する場合もある。

# 【2】民間の学習教材を活用

# (1) 学習活動の内容

民間業者が提供するインターネット上の学習教材を活用し、同教材における個人に応じた学習計画(教科書に準拠したもの)に沿って自宅学習をしている。

## (2) 対面指導

担任や学年主任、SSWが週1回(必要に応じてそれ以上)家庭訪問している。

#### (3) 保護者との連携

担任等が定期的に電話連絡や家庭訪問を行い、学習状況等の聞き取りや取組へのアドバイス等を行っている。

#### (4) 出席扱いと評価

学習内容や学習時間を踏まえて学校長の判断で出席扱いにしている。学校と民間の学習教材とでは評価基準が異なるため、別途学校の課題プリントを送付し、その取組内容を確認して所見の評価としている。

(10) 不登校児童生徒が自宅において IT 等を活用した学習活動を行った場合 の指導要録上の出欠の取扱い等について

平17.7.6 17文科初第437号 各都道府県教育委員会教育長、各指定都市教育委員会教育長、各指定都市教育委員会教育長、各都道府県知事、付属学校を置く各国立大学法人学長あて 文部科学省初等中等教育局長通知

児童生徒の不登校への対応につきましては、関係者において様々な努力がなされているところですが、このたび、家庭にひきこもりがちな不登校児童生徒の学校復帰や社会的自立に向けた進路選択を支援するため、当該児童生徒が自宅においてIT等を活用した学習活動を行った場合の指導要録上の出欠の取扱い等については、下記によることとしましたので、適切に対応されるようお願いします。また、都道府県教育委員会にあっては、所管の学校及び域内の市町村教育委員会に対し、指定都市教育委員会にあっては、所管の学校に対し、都道府県知事にあっては、所轄の学校及び学校法人等に対し、このことを十分周知されるようお願いします。

なお、本通知は、構造改革特別区域基本方針に基づく特例措置において認定されたものを全国的に実施できることとしたものであり、平成15年8月29日付け15文科総第128号「構造改革特別区域基本方針に基づく特例措置について」の記2については、今後、本通知によることとします。

## 1 趣 旨

不登校の児童生徒の中には、学校への復帰を望んでいるにもかかわらず、家庭にひきこもりがちであるため、十分な支援が行き届いているとは言えなかったり、不登校であることによる学習の遅れなどが、学校への復帰や中学校卒業後の進路選択の妨げになっている場合がある。このような児童生徒を支援するため、我が国の義務教育制度を前提としつつ、一定の要件を満たした上で、自宅において教育委員会、学校、学校外の公的機関又は民間事業者が提供するIT等を活用した学習活動を行った場合、校長は、指導要録上出席扱いとすること及びその成果を評価に反映することができることとする。

#### 2 出席扱い等の要件

不登校児童生徒が自宅においてIT等を活用した学習活動を行うとき、当該児童生徒が在籍する学校の長は、下記の要件を満たすとともに、その学習活動が学校への復帰に向けての取組であることを前提とし、かつ、不登校児童生徒の自立を助けるうえで有効・適切であると判断する場合に、指導要録上出席扱いとすること及びその成果を評価に反映することができる。

- (1) 保護者と学校との間に十分な連携・協力関係が保たれていること。
- (2) IT等を活用した学習活動とは、IT (インターネットや電子メール、テレビを使った通信システムなど)や郵送、ファクシミリなどを活用して提供される学習活動であること。
- (3) 訪問等による対面指導が適切に行われることを前提とすること。対面指導は、当該児童生徒に対する学習支援や将来の自立に向けた支援などが定期的かつ継続的に行われるものであること。
- (4) 学習活動は、当該児童生徒の学習の理解の程度を踏まえた計画的な学習プログラムであること。なお、学習活動を提供するのが民間事業者である場合には、平成15年5月16日付け文科初第255号通知「不登校への対応の在り方について」における「民間施設についてのガイドライン(試案)」を参考として、当該児童生徒にとって適切であるかどうか判断すること。(「学習活動を提供する」とは、教材等の作成者ではなく、当該児童生徒に対し学習活動を行わせる主体者を指す。)
- (5) 校長は、当該児童生徒に対する対面指導や学習活動の状況等について、例 えば、対面指導に当たっている者から定期的な報告を受けたり、学級担任等

- の教職員や保護者などを含めた連絡会を実施するなどして,その状況を十分に把握すること。
- (6) I T等を活用した学習活動を出席扱いとするのは、基本的に当該不登校児 童生徒が学校外の公的機関や民間施設において相談・指導を受けられないよ うな場合に行う学習活動であること。なお、上記(3)のとおり、対面指導 が適切に行われていることを前提とすること。
- (7) 学習活動の成果を評価に反映する場合には、学校が把握した当該学習の計画や内容がその学校の教育課程に照らし適切と判断される場合であること。

#### 3 留意事項

- (1) この取扱いは、これまで行ってきた不登校の児童生徒に対する取組も含め、家庭にひきこもりがちな不登校児童生徒に対する支援の充実を図るものであり、学校に登校しないことを認める趣旨ではないので、IT等を活用した学習活動を出席扱いとすることが不登校状態の悪化につながることのないよう留意すること。
- (2) I Tを活用する場合には、個人情報や著作権の保護、有害情報へのアクセス防止など、当該児童生徒に対して必要な事前の指導を行うとともに、その活用状況についての把握を行うこと。その際、I Tの活用について保護者にも十分な説明を行うとともに、活用状況の把握について必要な協力を求めること。
- (3) 教職員や不登校児童生徒の教育に関する専門家以外の者が対面指導を行う場合には、教育委員会や学校等が適切な事前の指導や研修、訪問活動中の援助を行うなど、訪問する者の資質向上等に努めること。
- (4) 出席扱いの日数の換算については、学校や教育委員会が、例えば、対面指導の日数や学習活動の時間などを基準とした規程等を作成して判断することなどが考えられること。
- (5) I T等を活用した学習活動の成果を評価に反映する場合の指導要録への記載については、必ずしもすべての教科・観点について観点別学習状況及び評定を記載することが求められるのではないが、児童生徒の学習状況を文章記述するなど、次年度以降の指導の改善に生かすという観点に立った適切な記載がなされるようにすること。

また,通知表その他の方法により,児童生徒や保護者等に学習活動の成果 を伝えたりすることも考えられること。 (6) このほか、児童生徒の不登校への対応については、平成15年5月16日 付け文科初第255号通知「不登校への対応の在り方について」を参照する こと。

## 4 指導要録の様式等について

上記の取扱いに伴い,平成13年4月27日付け文科初第193号「小学校児童指導要録,中学校生徒指導要録,高等学校生徒指導要録,中等教育学校生徒指導要録がに盲学校,聾学校及び養護学校の小学部児童指導要録,中学部生徒指導要録及び高等部生徒指導要録の改善等について」の別紙第1,別紙第2,別紙第4-①,②,④及び⑤の「指導に関する記録」中〔出欠の記録〕について,それぞれ次のように改めることとする。

(1) 「5 出席日数」の「また」以下を次のように改める。

「また、不登校の児童が適応指導教室等学校外の施設において相談・指導を受け、又は自宅においてIT等を活用した学習活動を行ったとき、そのことが当該児童の学校復帰のために適切であると校長が認める場合には、出席扱いとすることができる。この場合には、出席日数の内数として出席扱いとした日数及び児童が通所又は入所した学校外の施設名や自宅においてIT等を活用した学習活動によることを記入する。」

(2) なお、上記(1)中「児童」とあるのは、別紙第2、別紙第4-②及び⑤ にあっては「生徒」とする。

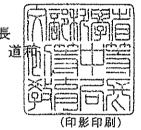


30文科生第417号平成30年9月20日

各都道府県教育委員会教育長 各指定都市教育委員会教育長 各 都 道 府 県 知 事 殿 附属学校を置く各国立大学法人学長 構造改革特別区域法第12条第1項の 認定を受けた各地方公共団体の長

文部科学省生涯学習政策局長 常盤





「遠隔教育の推進に向けた施策方針」の策定について(通知)

学校教育において、遠隔システムを活用した同時双方向型で行う教育(以下「遠隔教育」という。)を効果的に活用することは、それぞれの学校現場が抱える様々な課題や一人一人の学習ニーズに応じ、様々な場面において、学びの質を大きく向上させる可能性を持つものです。教育の質の向上を図る観点から遠隔教育を推進していくためには、教育現場の実情を踏まえ、遠隔教育が効果的な学習場面や、遠隔システムを活用する際の課題・留意点等について検討を行い、施策方針を示すことにより、教育委員会や学校等における取組の改善・充実を図っていくことが効果的です。また、規制改革実施計画(平成29年6月閣議決定)においても、「遠隔教育は現行制度においても実施可能であるが、教育の質の一層の向上の観点から、その本格的推進について、幅広い視点から施策方針の取りまとめを行い、学校関係者等への周知その他必要な方策を講ずる」とされているところです。

このような観点から、文部科学省では、丹羽文部科学副大臣を主査とする「遠隔教育の推進に向けたタスクフォース」を設置し、遠隔教育の推進方策についての検討を行い、このたび、別添のとおり、「遠隔教育の推進に向けた施策方針」を策定しました。

本施策方針では,以下の点について,制度の整備等を行うこととしました。

- 1. 遠隔教育のうち、授業等の中で遠隔システムを活用するもの(以下「遠隔授業」という。)の類型として、「合同授業型」、「教師支援型」、「教科・科目充実型」の三つに整理したこと。その上で、「教師支援型」の遠隔授業については、やむを得ず免許外教科担任が授業を担任する場合において免許状を保有する高い指導力を有する教師等が遠隔システムを活用し授業に参画することで、授業の質を高めるとともに当該免許外教科担任の資質能力の向上に資することが期待されること。
- 2.小・中学校段階の不登校児童生徒が、自宅等において遠隔教育を含め ICT 等を活用した学習活動を行う場合、在籍校の校長は、一定の要件を満たす場合に、指導要録上出席扱いとし、学習成果を評価に反映することができるが、今後、活用実績が多くない要因等についての分析を踏まえ、出席扱いとする要件や留意事項の在り方を示し、学校関係者に周知を図ることなどにより、全国における制度の活用を一層促進することとしたこと。
- 3. 小・中学校段階の病気療養児に対する遠隔教育について、受信側に当該校の当該教科の免許状を保有する教師がいない場合、現行制度においては出席と扱われず、その成果が評価に反映されないこと、また、このことが病気療養児の学習意欲の減退につながることなどから、一定の要件を満たす場合は、指導要録上出席扱いとし、学習成果を評価に反映できるよう措置を講じることとしたこと。なお、本措置の内容については、「小・中学校等における病気療養児に対する同時双方向型授業配信を行った場合の指導要録上の出欠の取扱い等について」(平成30年9月20日付け30文科初第837号文部科学省初等中等教育局長通知)により、御了知いただきたいこと。

文部科学省では、このたび、「遠隔学習導入ガイドブック(第3版)」を取りまとめ、公表しました。また、今年度内に複数個所で「遠隔教育フォーラム」を開催予定ですので、これらも活用しつつ、本施策方針の趣旨・内容等について十分に御了知いただき、各学校の設置者におかれては、遠隔教育の推進に向けた具体的な取組を進めていただけますようお願いします。

「遠隔学習導入ガイドブック(第3版)」

http://www.mext.go.jp/a\_menu/shotou/zyouhou/1364592.htm

都道府県教育委員会におかれては、所管の学校及び域内の指定都市を除く市町村教育委員会に対して、指定都市教育委員会におかれては、所管の学校に対して、都道府県知事及び構造改革特別区域法(平成14年法律第189号)第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の長におかれては、所轄の学校及び学校法人等に対して、附属学校を置く国立大学法人学長におかれては、その管下の学校に対して、本通知の内容について周知を図るとともに、必要な指導等をお願いします。

なお、平成30年地方分権改革に関する提案募集において、「高等学校の遠隔教育におけるオンデマンド型授業の実施に係る規制緩和」の提案がありました。本提案の内容は「生徒がいる教室に当該教科の免許状を保有する教師がいる状況で、オンデマンド教材等のデジタル教材を使用した授業を行うこと」であり、このことについては、

現行制度においても実施可能ですので、高等学校の設置者に対して、このことをお知らせします。

## (添付資料)

- ・ 「遠隔教育の推進に向けた施策方針」のポイント
- 「遠隔教育の推進に向けた施策方針」の概要
- 「遠隔教育の推進に向けた施策方針」

#### 本件担当:

文部科学省 電話: 03(5253)4111(代表) (下記以外)

生涯学習政策局 情報教育課 (内線 2085)

(高等学校関係)

初等中等教育局 初等中等教育企画課 教育制度改革室 (内線 2022)

(免許外教科担任関係)

初等中等教育局 教職員課(内線 3969)

(不登校児童生徒関係)

初等中等教育局 児童生徒課 (內線 3054)

(病気療養児関係)

初等中等教育局 特別支援教育課 (内線 3193)